

法人町民税領収済通知書㊦

様

<領収済通知書の記載について>

1 「申告方法」下記より選択して記載してください。

- | | |
|---------------|---------------|
| 10：予定 | 15：修正予定 |
| 20：中間 | 25：修正中間 |
| 30：退職年金 | 35：修正退職年金 |
| 40：見込み納付 | |
| 50：確定 | 51：均等割のみ申告 |
| 55：修正確定 | |
| 60：清算事業年度予納申告 | 61：残余財産分配予納申告 |
| 62：清算確定 | 65：修正清算確定 |
| 70：合併確定 | 75：修正合併確定 |
| 80：決定 | 90：更正 |
| 81：決定清算 | 91：更正清算 |
| 82：決定合併 | 92：更正合併 |

2 数字の記入は、下記記入例を参考にしてください。

〔記入例〕

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

3 納付場所及び延滞金の計算については裏面を参照してください。

4 「㍿」マークは記載しないでください。

法人町民税

領収書㊦

様

法人町民税

領収済通知書㊦

ID	市町村コード
324	
税目	区 年度 年分 期 C/D
通知書番号 C/D	
管理番号 C/D	

申告方法	申告	年	月	日
事業開始	年	月	日	
法人税割額				円
均等割額				円
督促手数料				円
延滞金				円
領収額				円

様

通知書番号	
申告方法	
納期限	
納付場所	裏面記載の場所
下記の金額領収いたしました	
納付額	円
指定金融機関名 (取りまとめ店) 八十二銀行 御代田支店 口座番号 32800 加入者名 御代田町	指定金融機関等 領収日附印
取りまとめ店 〒380-8794 ゆうちょ銀行長野貯金 事務センター 口座番号 00560-7-960136 加入者名 御代田町	

長野県御代田町(納税者保管) 法人町民税

納期限	
上記のとおり通知します	
指定金融機関名 (取りまとめ店) 八十二銀行 御代田支店 口座番号 32800 加入者名 御代田町	指定金融機関等 領収日附印
取りまとめ店 〒380-8794 ゆうちょ銀行長野貯金 事務センター 口座番号 00560-7-960136 加入者名 御代田町	

長野県御代田町(役場保管) 法人町民税

法人町民税

納付書㊦

様

通知書番号	
申告方法	
納期限	
納付場所	裏面記載の場所
下記のとおり納付します	
納付額	円
指定金融機関名 (取りまとめ店) 八十二銀行 御代田支店 口座番号 32800 加入者名 御代田町	指定金融機関等 領収日附印
取りまとめ店 〒380-8794 ゆうちょ銀行長野貯金 事務センター 口座番号 00560-7-960136 加入者名 御代田町	

長野県御代田町(金融機関保管) 法人町民税

この納付書は直接機械で処理しますので汚したり折り曲げないでください。

< 納 付 場 所 >

取 扱 金 融 機 関 名
八 十 二 銀 行 本・支店
上 田 信 用 金 庫 本・支店
佐久浅間農業協同組合 本・支所
三 井 住 友 銀 行 本・支店
ゆうちょ銀行・郵便局 長野県・新潟県に所在するゆうちょ 銀行又は郵便局

② 滞 留 延 滞 金 の 計 算 関 関 人 法

- 1 延滞金は、納期限又は申告納付期限が延長された法人に係る事業年度終了の日から2月を経過する日（以下「見込納付期限」という。）の翌日から納付の日までの日数に応じ、以下の表の割合を乗じて計算した額です。

	年 率			
	本 則	特 例		
		平成12年1月1日から 平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から 令和2年12月31日まで	令和3年1月1日以降
納期限から 1月を経過 する日まで	7.3%	商業手形の基準割引率 +4.0%	特例基準割合※1 +1.0%	延滞金特例基準割合※1 +1.0%
納期限から 1月を経過 した日以降	14.6%	14.6% (特例なし)	特例基準割合※1 +7.3%	延滞金特例基準割合※1 +7.3%

※1 「特例基準割合」とは、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合（「平均貸付割合」という。）に1.0%を加算した割合をいいます。

※2 「延滞金特例基準割合」とは、各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合（平均貸付割合）に1%を加算した割合をいいます。

- 2 税額が2,000円未満の場合は徴収されません。
- 3 税額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切捨てて計算します。
- 4 延滞金に100円未満の端数がある場合は、これを切捨てます。
- 5 延滞金の金額が1,000円未満の場合は、徴収されません。
- 6 修正の申告又は更正の通知をした日が本来の申告書を提出した日の翌日から1年を経過する日後であるときは、その1年を経過する日の翌日から修正申告書を提出した日又は更正の通知をした日までの期間は、延滞金の計算の基礎となる日から除かれます。ただし、詐欺その他不正の行為によって町民税を免れた法人等が更正が行われることを予知して修正申告書を提出した等の場合、控除は認められません。

ご不明な点は、お問い合わせください。

御代田町税務課住民税係

電話 0267-32-3126（直通）